

周南市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を  
改正する条例制定について

周南市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を  
改正する条例

周南市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成15年周南市条例第229号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公務員法」を「並びに地方公務員法」に、「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第22条の2第1項に規定するもの及び第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に改める。

第5条第2項第1号中「含む。」の次に「以下同じ。」を加える。

第22条及び第23条を次のように改める。

（会計年度任用職員及び再任用職員についての適用除外）

第22条 第4条、第5条、第6条、第8条、第13条、第13条の2、第15条及び第16条の規定は、地公法第22条の2第1項第1号に掲げる職員には適用しない。

2 前項の職員のうち、1週間当たりの勤務時間が短い職員として管理者が定めるものについては、第14条の規定を適用しない。

3 第4条、第5条、第6条、第8条、第13条、第13条の2及び第15条の規定は、地公法第22条の2第1項第2号に掲げる職員には適用しない。

4 第5条、第6条及び第16条の規定は、地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しな

い。

(臨時的任用職員の給与)

第23条 周南市上下水道局企業職員で職員以外のものの給与は、職員の給与との権衡を考慮し、管理者が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。